

が乗客24名を乗せ運行中、信号機のある交差点を青信号に従い直進しようとしたところ、対向車線より右折してきた乗用車と衝突した。

この事故により、乗用車の同乗者が重傷、当該乗合バスの乗客9名と乗用車の運転者の計10名が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故①

3月9日(木)午後0時35分頃、熊本県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客41名を乗せ運行中、バス停にて乗降扱い後発車したところ、その揺動によりに車内に立っていた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの車内事故②

3月9日(木)午後4時23分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、バス停に停車するためにブレーキ操作をし減速したところ、その揺動により車内に立っていた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(4) 貸切バスの火災事故

3月6日(月)午前9時10分頃、福岡県の高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗員・乗客28名を乗せ運行中、運転者が異変を感じバス停付近に停車し乗客を避難させたところ、当該貸切バスの右後輪付近から出火した。

火災は、その後駆けつけた消防の消火作業により鎮火したが、当該貸切バスは全焼した。

なお、この事故による負傷者はなし。

(5) 貸切バスの衝突事故

3月9日(木)午前8時頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く貸切バスが空車にて運行中、対向車線を走行してきた軽自動車がセンターラインをはみ出し、当該貸切バスと衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡し、当該貸切バスの運転者と同乗していたガイドの計2名が軽傷を負った。

(6) 法人タクシーの死傷事故

3月4日(土)午前0時5分頃、沖縄県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を赤信号にて横断していた歩行者をはねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

なお、当該タクシーの運転者及び乗客にケガはなかった。

ださい。

なお、動画については3月16日（木）までの期間限定配信になります。

※セミナー資料及び動画については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r4_seminar.html

(2) 令和4年度事業用自動車健康起因事故対策協議会を開催しました

(配信日：R5.2.17)

2月9日（木）に令和4年度事業用自動車健康起因事故対策協議会を開催し、最近の健康起因事故の発生状況や睡眠時無呼吸症候群、心臓疾患等の主要疾患に関するスクリーニング検査の普及方策について議論を行いました。

また、本年度は平成30年度から実施してきた脳健診モデル事業の最終年度であり、事業者による対応の好事例などを紹介し、モデル事業全体の総括を行っております。

※協議会資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidousya_ansei.html

(3) 健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～

(配信日：R4.12.16)

国土交通省では、健康起因事故防止に向けて各種マニュアルを整備しております。この度、公益財団法人国際交通安全学会より、睡眠時無呼吸症候群及び緑内障に関する啓発動画の紹介を受けましたので、本メールマガジンで展開いたします。簡単なアンケート（5分程度）もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 動画紹介URL：https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi_pull_down_e
- ・ アンケートURL：<https://forms.gle/gj1jSKfudTiwW8zv5>（睡眠時無呼吸症候群）
<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128>（緑内障）

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

(4) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
(配信日：R4.12.9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。

については、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

(5) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～
(配信日：R4.12.2)

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運

輸局による指導・監査)、③荷主対策(荷主への周知体制の確立)を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- ・気象庁HPの「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

国土交通省プレスリリース：

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html

(6) 観光バスの安全確保の徹底について

(配信日 : R4. 10. 14)

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において、観光バスが乗客を乗せ運行中、横転し、1名が死亡、3名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（同日15時現在）。

今後、徐々に需要が回復していくことが見込まれる貸切バス業界において、輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、観光バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(7) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

(配信日 : R4. 10. 14)

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において発生した観光バスの事故においては、国自安第94号（上記「観光バスの安全確保の徹底について」を示す）により、安全確保の徹底について指示したところ。事故原因については現在調査中であるが、ブレーキが効いていなかったとの情報もあることから、改めて下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であ

* 自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

